

理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、深谷都市計画道路の変更（3・5・23号普濟寺矢島線）についての理由を示したものです。

I 深谷都市計画区域における位置等

深谷都市計画区域は、都心から約70km圏にあり、埼玉県の中北部に位置しています。

本区域には、都心部へ直結するJR高崎線や、秩父方面を結ぶ秩父鉄道が通っています。道路は、国道17号やその北側を通る国道17号深谷バイパス、前橋方面と連絡する国道17号上武道路をはじめ、秩父方面などと連絡している国道140号とそのバイパスなどの広域幹線道路により道路網の骨格が形成されます。

今回変更する3・5・23号普濟寺矢島線は、国道17号を起点とし、1級河川福川を横断して国道17号深谷バイパスを終点とする市北西部を南北に連絡する幹線道路です。

II 変更の必要性

長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路の中には、都市計画決定後の社会状況の変化などを踏まえると、その必要性に変化が生じている路線も存在します。こうした路線については、その必要性などを現時点で再検証し、見直すべき路線については適切に見直していく必要があります。

このことから、深谷都市計画区域内において、長期未整備都市計画道路を再検証した結果、以下の道路について変更するものです。

3・5・23号普濟寺矢島線は、重複する県道中瀬普濟寺線が十分に交通機能を有しているため、県道中瀬普濟寺線に合わせた線形に変更します。

III 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅 員	内 容
3・5・23号普濟寺矢島線	約1,210m	2	12m	・線形変更に伴う一部区域の変更